

平成26年第2回教育委員会臨時会
(5月13日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年5月13日(火)午後4時30分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課(事務局副参事)

ア 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について

2 報告事項

(1) 学務課

ア 就学援助等に係る生活保護基準の見直しに伴う対応について

(2) 指導課

イ 体罰に関する調査結果の公表について

3 その他

午後4時30分 開会

○樋口委員長 ただいまから、平成26年第2回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

また、垣内委員につきましては、本日は所用のため、欠席しております。

なお、過半数の委員の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

それでは、これより会議に入ります。

この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

ここで、傍聴についておはかりいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については、許可いたします。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 庶務課 ア

○樋口委員長 それでは、日程第一 教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

庶務課のアについて、事務局副参事、説明をお願いします。

○事務局副参事 それでは、資料1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

本件は、特に予算や次年度からの行政計画などに大きく影響する施設整備を伴ってございますので、内容につきましてご承認をいただくものでございます。

では、項番1、基本的な考え方からご説明させていただきます。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援法に基づく事業計画でございまして、計画は5年を1期とし、認定こども園などの施設や事業の教育・保育の分野と、放課後児童健全育成などの地域子ども・子育て支援事業の2分野について、計画を定めるものでございます。

昨年10月に実施いたしましたニーズ調査をもとに、区内のニーズ量ということで、量の見込みを積算いたしまして、これに対応する提供体制の確保の内容と、その実施時期を、それぞれ計画の中に定めることとしております。

特に、教育・保育の分野につきましては、待機児童解消のために、平成29年度末までに、その施設の整備をすることを目標としてございます。

台東区におきましては、本計画を今年度末までに策定する予定でございしますが、この確保方策につきましては、5月末までに、地方版子ども・子育て会議の意義合いを持ちます、台東区次世代育成支援地域協議会に意見を聞いた後に、東京都へ提出することとなっ

てございます。

では、その計画に定めますニーズ量と確保方策について、ご説明させていただきます。

項番2、教育・保育について、まず(1)番、ニーズ量及び不足数についてでございます。台東区では、平成30年度に需要がピークに達することが予想されております。こちらを視覚的に見るために、カラーの資料をご用意させていただきました。

お手元にA4横のカラーの資料がございますが、まず、一番上の折れ線グラフが、0歳～5歳までの人口の推計でございます。これに対して、赤と青が保育の需要、緑色が幼稚園の需要となっております。真ん中にオレンジ色のラインを引いてございますが、これが平成26年度までに確保できている全体の量の合計でございます。このオレンジ色のラインを上にはみ出している部分を、平成29年度末までに解消していかなければならないという計画になってございますので、この確保策をこれからご説明をさせていただきます。

では、資料1に戻っていただきまして、(1)の真ん中の表をご覧ください。ちょうど平成30年度がピークになりまして、それに対する26年度からの不足数だけで見てみますと、1号と書いてございますのが、いわゆる幼稚園ニーズでございます。こちらが97人足りないということになってございます。また、2号、3号と書いてございます、こちらが、いわゆる保育園のニーズでございます。こちらは合算いたしますと506人足りないということになってございます。

この確保につきまして、次の(2)でございますが、①幼稚園ニーズに対しましては、区立幼稚園、認定こども園について、定員の拡充ですとか、定員調整を行うことで、まず確保してまいります。2点目に、私立幼稚園に対しては、新制度に対応した認定こども園や、幼稚園への移行についての情報提供や働きかけを行うとともに、そういった支援をしてまいります。なお、現状の幼稚園等で、定員が賄えない部分につきましては、新たに認定こども園2施設を開設してまいりたいと考えてございます。

次に、②保育ニーズについてでございます。不足数506人に対しまして、次の6点について考えてまいりました。まず、認証保育所。これは都が認証している無認可の保育施設になりますが、こちらについては現状の量を確保しつつ、新制度に対応した認可保育園への移行などについて情報提供や意見交換を行い、引き続き支援をしてまいります。

イの家庭福祉員につきましては、現状の数よりも増員を図ってまいりたいと考えております。ウの事業所内保育所につきましては、区内に既に既存園がございますので、この既存園について新制度への移行を支援するほかに、新たに事業者として確保していきたいように考えてございます。

なお、アからウの取組をしても、なお506人という数字の大きさに対応するために、エとして0歳～5歳までを1カ所で確保できる認可保育園を3施設、0歳～2歳の需要に対して小規模保育所3施設の、全部で6施設を開設してまいりたいと思います。また、計画年度後半に、実際のニーズ量を勘案した上で、緊急保育室1施設を開設し、需要を賄ってまいりたいと考えてございます。

これに基づく需要については、(3)の確保策(案)というところの表になってございまして、全体で平成30年度までに確保する数は、幼稚園ニーズで70人、保育園ニーズで545人を確保してまいりたいと考えてございます。充足数のところで、1号のところに27人のマイナスがございしますが、このマイナス分は保育園と幼稚園で対応できます認定こども園の定員拡大ですとか、保育園のほうのニーズ希望者も幼稚園にいらっしゃいますので、そこでの定員調整を図っていきたいというように考えてございます。

全体として、この計画数量で不足量を賄ってまいりたいと考えてございます。

確保施設の一覧は、資料の1番下の欄になってございます。

続きまして、3ページ目でございます。放課後児童健全育成事業、いわゆるこどもクラブについてでございます。こちらにつきましても、平成31年までの計画年度におきましては、31年に需要のピークがまいります。この需要のピークを迎えて、不足する329人について検討をしてみたいというように考えております。

台東区としては、小学校3年生までのこどもクラブを実施し、それ以降の4年生以上については、障害者を入れてまいりましたけれども、今回の国の方針は、小学校6年生まで広げるよということになってございます。そのため、小学校6年生までの不足数ということで、329人という数字をニーズ調査から導き出してございます。

(2)の確保の方針でございますが、台東区といたしましては、高学年になるほど利用実績が低下する傾向がございまして、この傾向は、高学年になりますと習い事や留守番ができることなどにより、こどもクラブに毎回来るといようなことが少なくなってくるという傾向がございまして、そこで低学年、1年生から3年生までと、高学年の6年生までの障害児の希望する方全員を受け入れる体制を目指して、国のクラブの基準を踏まえ、既存クラブの受け入れ枠の適正化を図ってまいりたいと考えてございます。

高学年でこどもクラブを希望されない方に関しましては、既存の放課後対策事業や児童館の活用などの居場所づくりにより対応することを検討してまいります。こどもクラブの施設につきましては、できる限り学校施設への設置を推進し、学校施設の改修・改築がある場合には、極力学校内に設置することを目指しております。これらの設置に伴い、近隣クラブの統廃合や地域の需要予測を踏まえ、適正配置を行ってまいりたいと思っております。

また、クラブの配置につきましては、1小学校区1カ所を基本といたしますが、クラブの新設については、学校のほうも大分、子どもの地域的に需要の伸びもございまして、それを踏まえて、新設については慎重に検討してまいりたいと考えてございます。

(3)の確保策でございます。以上の考えに基づき、確保する量については、低学年の1,215人と、高学年のうち障害児の45人を足しました1,260人に対して、今後252人の確保をしてみまして、定員枠1,330人を目指してまいります。

確保の割合としては106%になりますが、学校からの通えるクラブの地域偏在等を鑑みますと、100%を超えて設置するというのが望ましいものかと考えてございます。

資料の説明は以上でございます。

この確保策につきまして、皆様にはご協議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 確認ですが、この計画を台東区次世代育成支援地域協議会の中で検討してもらおうということになるわけですね。

○事務局副参事 中身について、意見をお諮りする、ご意見を聞くということになってございます。

○和田教育長 協議会の中ですか。

○事務局副参事 さようでございます。協議会の中で諮っていただくことになってございます。

○和田教育長 諮るということですね。今月中に決めなければいけないということですね。

○事務局副参事 先ほども、冒頭にご説明しましたとおり、5月末に国全体としての取りまとめがある関係で、東京都に提出することになってございます。これに向けて、5月末に一旦協議会の委員にご意見を諮った後、計画書をお出しするものでございます。

また、計画の内容についてはさまざまなご議論があるかと思しますので、その修正も一部できると聞いておりますが、一旦5月末にお出しするものでございます。

○樋口委員長 私から3点ばかりお願いします。

まず1点目、子ども・子育てのニーズの問題ですが、1号が97人不足、2号と3号をあわせて506人不足ということですが、それぞれ要因があると思います。どのような要因から、このような数字になったのか、事務局は確たる理由をお持ちですか。

○事務局副参事 不足数については、国が設問を決めましたニーズ調査というものを、全国で昨年10月ごろ実施をいたしまして、これから利用したいと思っている項目について丸をしていただくようなアンケートになってございます。この項目は、幼稚園、保育園、あるいは幼稚園の預かり保育を利用されますかというような形でお示しをしているので、実際にはメニューの中から丸をしていただいたものを積算したというものになってございます。そのため要因については、ニーズ調査の結果を詳細に分析していく必要があるかと考えてございます。

○樋口委員長 2点目は、ピーク時を目指して、施設を増設していくというのは、その後のことを考えると、大変なことになると思います。よくある話ですが、ピーク時を目指して施設を拡充すると、ピークを過ぎた際に必要なくなるということがあります。

私立保育園や私立幼稚園の園長先生方と2年前に懇談をした際に、定員をうめるのが大変だと伺いました。私立保育園、私立幼稚園を経営する方々と、この件について何か意見交換していますか。

○事務局副参事 やはり、私立幼稚園や私立保育園の経営に大きく関係してくる計画でございますので、4月より前からアプローチをしております。庶務課長や学務課長と一緒に、私立幼稚園や私立保育園の園長会に出向いて、新制度についてのご説明や、計画に対

するご協力のお願いをしているところでございます。

○樋口委員長 最後、3点目ですけれども、できましたら、既存の施設で募集定員や収容定員を拡充する形で対応したほうがいいと思います。確かに施設を拡大すれば数は合いますが、その後を考えると、定員割れを起こす可能性もあります。ですから、当面5年間、既存の施設を拡大することで対応できないでしょうか。

○児童保育課長 委員長のおっしゃるとおり、既存施設の定員の拡大については、かねてより当区でも取り組んでおりまして、今年度も3歳児の枠を緊急に増やすなどして、できる限りの対応をしてきているのが現状でございます。

委員長がご心配している後年度負担については、確かにそのようなご指摘もでございます。我々としても、将来的にどうしていくのか、認可保育所もそうですし、現在東京都が行っている認証保育所の取扱いもどうするのか、そのあたりの東京都の動向も見据えながら、今後、検討していかなければいけない課題だという認識は、十分持っているところでございます。

○学務課長 幼稚園関係でございますが、おっしゃるとおり、昨年も区立幼稚園に入れないうちどもたちがいるという状況もあって、私立幼稚園長会では、来年の対応について、現在、協議をしております。ただ、本区といたしましても一定の教育環境は確保しなければなりませんし、私立幼稚園に全てお願いするというようなことは避けたいと考えております。先ほどのこども園の提案につきましても、保育園を誘致する中で、一定数の短時間のお子さんも持ってもらうということであれば、その後保育ニーズが減ってきた際には、柔軟な対応ができるということでございます。なるべく効率的な方法を見極めていきたいと考えております。

○高森委員 何点かありますが、これは5年を1期とする計画の作成ということですので、平成31年度までということですね。その後については、平成30年度頃にもう一度検討されるのだと思いますので、それほど心配していませんが、ただ、樋口先生も心配されていたように、ここで働く方々の雇用の問題というのは、非常に大きいと思います。

一つ伺いたいのは、項番2の(2)確保の方針の①番、幼稚園ニーズですね。区立幼稚園及び認定こども園において定員の調整を行うとなっております。これは当然、定員の調整だと思えますが、定員を調整することに伴って、そこで教育に従事されている教員や職員の確保は必要なのかどうか。あるいは、副担任制を配置するというような話になると、必要な人件費を投入しなければいけないということもありますので、その点については、どうお考えですか。

○学務課長 職員の配置については、新制度の中で一定の見直しがありますので、適切に対応をしていけるよう、指導課とよく連携をしながらやっていきたいと思えます。

○高森委員 約束できる契約期間は5年間ということですよ。

○学務課長 そうですね。

○高森委員 課題が出てきそうですね。

次に、2点目は、項番2の(1)のニーズ量及び不足数のところで、需要のピークを平成30年度に迎えるということですが、資料を見ますと、約2,000人ほど幼稚園も保育園も希望しないご家庭があるようですが、なぜ希望しないのか、その理由を調査されていますか。

そして、また、この約2,000人の方々が将来的に希望する方々のほうに移行するという予測を、現段階で立てないでいいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○事務局副参事 一番上の紫のラインは、0歳～5歳までの人口を示しておりますので、0歳～2歳までの方は幼稚園に入ってごさいませんので、その方々が2,000人のうちの大部分を占めてごさいます。

また、3歳以上であっても、教育や保育を希望されていない方が実際ございまして、想定されるのは、例えば長期の入院をなさっている方ですとか、施設にいらっしゃる方。あとは、住民票だけ置いて海外に居住されている方などが、実際にはいらっしゃるかと思います。

ニーズ調査は、一定の量で積算をしておりますので、こういった方々がアンケートの中で回答がなかった部分を反映したためだと考えてごさいます。

○高森委員 国としては、できるだけ子どもたちに均等な教育を受けさせたいということでしたので、こんなにたくさんいたら、その国の方針と矛盾が出てきてしまうのではないかという気がしていました。

それから、もう一つ、項番2の(2)の確保の方針の①番、私立幼稚園に対する対応ですが、移行に向けた支援を行うとなっておりますが、具体的にはどのような形の支援が考えられるのでしょうか。

○庶務課長 私立幼稚園については、私学助成ということで公的な財政支援をしております。この新制度はご存じのとおり、国が打ち出した制度でございまして、この制度に入った場合に、どの程度の財政支援が受けられるのかということが、現段階では、はっきりと決まっていないという状況でございまして。

ですから、私立幼稚園さんのご意向をお伺いすると、今の段階でこの制度に手を挙げるというのは判断がつかねるということでごさいます。新制度が始まってからも、法人格を持っている私立幼稚園であれば、新制度に適宜参加することができますので、そのあたりの財政的支援のシミュレーションを行ってから判断されるかと思います。

また、国が公定価格を示すことになっておりますが、現在は仮単価の状態、5月中に正式な単価を示して、6月中には国や都道府県を通じて、新制度に入るかどうかという意向調査も行います。

そのような国の動きを、先般、副参事から説明がありましたように、昨年度から私立幼稚園には、機会を捉えて情報提供してまいりましたので、これからは教育の質が私立幼稚園さんの経営理念と合致して、どの程度確保されているのか、あるいは、経営的にも新制度に入った場合に、今よりもさらに支援の内容がよくなるのかといったようなシミュレーションのお手伝いを、教育委員会としてはご相談に応じまして、また、国の流れとすると、

できるだけ多くの私立幼稚園さんにも新制度に入っていただきたいというところがございますので、そのあたりのところを丁寧にご案内をしていきたいと考えているところでございます。

○高森委員 今のところ、こども園への移行も含めて、そのようなことを考えている園はありそうですか。

○庶務課長 国の公定価格が出てきてから、シミュレーションを行ってみて、財政的に充実できるのかということと、また、私立幼稚園の園長先生方とお話をすると、この新制度が教育・保育の量で語られる面が大変大きくて、教育・保育の質という議論が少し足りないと感じているようですので、そのあたりの見極めをしっかりと行ってから、新制度に参加するかしないかを決めていきたいというのが、私立幼稚園長会の皆さんのご意見という状況でございます。

○高森委員 もう1点、よろしいでしょうか。

次の2ページ目の1番上ですね。認定こども園、2園を新たに開設するということですが、運営主体となるのは、公設公営なのか、それとも公設民営なのか、教えてください。

○学務課長 新制度の主な趣旨の中にインセンティブを与えるのは、民間の参加に対して与えるということになっておりますので、そこに特定財源を投入していくという流れでございます。従いまして、これまではこども園化というと、隣接する幼稚園と保育園を連携させた「石浜橋場こども園」や、学校跡地を活用した「ことぶきこども園」、また民間のスペースを活用した「たいとうこども園」ということを行ってまいりましたが、今後は、民設民営が適切ではないかと考えているところでございます。

その際、配置に十分注意しなければならないと思っておりますし、施設の足りない場所に、民設民営で誘致するのが適当ではないかと考えております。

○樋口委員長 これは台東区の大きな悩みですが、非常に地価が高い。私が住んでいる谷中に民間の保育園がありますが、場所が道路際なので、子どもが玄関を出た段階で大変な事故が起きかねないか心配になりますし、また、運動場もない。そのような状況を見ると、ただ保育園があればいいのかと考えてしまいます。

閉校になった学校で、坂本小学校も含めて、教育委員会で使えるスペースはないのでしょうか。

○学務課長 この件に関しましては、企画課が財産活用ということで、学校跡地の活用構想を定めておりまして、いろいろな暫定利用がなされている中で、旧柳北小学校を活用した保育室であるとか、旧竜泉中学校の活用であるとか、暫定的なものについては一定の可能性はあると思っております。ただ、ご指摘のように園庭等があることが望ましいと思っておりますが、今後、民設民営で誘致を行っていきますと園庭を備えた施設というのは難しい面もありますので、公園に隣接する場所を賃貸するなどして補うというようなことも十分検討して、子どもたちの環境を考慮してまいります。また、跡地については暫定利用が許されていると聞いているところでございます。

○樋口委員長 旧坂本小学校は、見たところ利用されていないような気がするのですが、利用できない何か理由があるのですか。大きい保育所がつけれると思うのですが。

○児童保育課長 今回、保育の確保策を検討する中で、確かに委員長がおっしゃるとおり、土地が高くてなかなか進出できないのではないかとという視点もありますので、区有地は大規模に限らず、幾つか区内にはございますので、そのあたりの活用ができるのかどうか。

それから、緊急の保育室的なものについては、期間限定で区有地を活用することや、それ以外でも今回3園、整備をさせていただこうと考えているところですが、それについても区有地を活用できないかというのは課題になっております。

幾つか候補地も、内々ではございますが検討している敷地はございます。

旧坂本小学校の件については、私は把握してございませんので、改めて所管課のほうに確認をとってまいりたいと思います。

○末廣委員 この計画は5年間ということですが、実際に台東区として、これから先の人口動向を、どのように考えているのでしょうか。

例えば、平成31年度は小学校就学前の人口が少し減りますね。この傾向がさらに減っていく傾向なのか、あるいは平成30年度に比べれば減るけれども、その先はまた増えていくという予想があるのかどうか。

○事務局副参事 この度、企画課で長期総合計画の策定のために人口推計を行ってございます。現在、平成40年まで各年齢ごとに推計が終わっておりまして、その先は5年ごとの大まかなくくりでの推計になってございます。

台東区の今後の状況ですが、平成30年でピークを一旦迎えますが、平成35年までは横ばいが続くと考えてございます。平成36年度から減り始めまして、現在の平成26年度の人口水準になるのが平成38年度というように、現在、推計が出てございます。今日、お示しした資料は、計画年度に沿って平成31年度までしかお示ししてございませんが、企画課では、平成40年までのものをお示ししてございます。

台東区の今後でございますが、全国的に子どもが減るという状況ではございますが、都市部ではやや鈍化して、ゆっくり減っていくと想定されてございます。ただ、著しく年齢人口が減ってまいりますと、地域のバランスですとか、また次のお子さんたちの将来の負担というものが非常に大きくなってまいりますので、一定の割合でお子さんたちが次の時代を担っていけるような施策というのは、保育園などをつくることとは別に、計画の中に盛り込んでいく必要があると考えてございます。

○樋口委員長 その件で、豊島区がなくなるという推計が出てましたね。

だから、本区も大丈夫かと心配になりました。そのあたりの推計について、数字はお持ちですか。

○事務局副参事 大変ショッキングなニュースが先般流れておりましたけれども、中身を確認いたしますと、ちょうどお子さんを産む年齢になる女性の人口が極端に減る時期が来るということで、豊島区が消滅するというような予測になってございました。

今のお子さんたちにその地域にとどまっていたいただいて、いつかご結婚されて家庭を持たれる、その年齢まで地域に住み続けるということが非常に大事なことでと考えており、そういったものを実現していかなければならないと感じました。

○末廣委員 先ほどのお話ですが、台東区としてはもう公設民営の認定こども園はあまり考えないということで、よろしいですか。

○学務課長 今回のニーズ調査の結果を見ますと、幼稚園も保育所も足りないということでございます。これまでの状況は、幼稚園の定員に余裕がある中で、保育所に通う子どもたちにも充実した教育をとということで、認定こども園の整備をしまいましたが、今後の5年間は、幼稚園の定員に余裕がないという状況で、公立幼稚園をこども園化することや、預かり保育を実施するということは適当ではないということですので、今後5年間のニーズに対しては、まず、保育所が足りない有地の中に、一定の幼稚園定員を持っていただくということが効果的なのかなと考えておりますので、その先の状況によっては、いろいろな展開が、また出てくると思っております。

○末廣委員 私立の幼稚園に対しては、募集人数を増やしてくださいと要請はしないのですか。

○学務課長 区外の子どもよりも区内の子どもをぜひ多く入園させて欲しいという要請はしているところでございます。

○樋口委員長 追加の質問ですが、現在、私立幼稚園の定員は全園ともオーバーをしていると認識してよろしいですか。

○庶務課長 現在、私立幼稚園さんの全ての定員を足し込むと、約1,600人弱という数字でございます。そのうち、区内のお子さんが、約900人弱という数字になってございます。各園とも多少のばらつきはありますが、8割程度の園もあれば、定員を超えている園もございませぬ。

○樋口委員長 例えば、1割ずつ多くお願いしますというわけにはいかないのですか。

○庶務課長 実は、新制度がこのような状況になってまいりますので、私立幼稚園の園長先生方に定員を増やしていただくことは可能性でしょうかとお話をしているところですが、私立幼稚園さんとしては、経験上、今の定員が経営上最適なバランスだと考えて、均衡をとっているようでございますし、定員を増やすと職員を増やす可能性も出てくるという問題もございませぬ。

それから、私立幼稚園さんをご存じのように、設立の根本精神が宗教的な園もございませぬので、定員を増やしたとしても入園される方がそこまでいるのかというような試算もシビアにされているということでございませぬ。様々な要素を踏まえたうえで、今の定員レベルが教育の質も考えての最適バランスと聞いてございませぬ。

○末廣委員 先ほどのお話で、私立幼稚園は認定こども園への移行に対して、取り組もうという感じはありませぬか。

○庶務課長 まだ、新制度の具体的内容が見えてこないということで、判断を一時先延ば

ししているという状況でございます。

ですから、新制度の具体的な内容が目に見えてきて、いろいろな面で非常にメリットがあるという判断が働けば、私立幼稚園から認定こども園へ移行する園も出てまいりますし、あるいは、私学助成というところから新制度へ乗りかえる園も出てくると思います。全ての具体的な内容が出る段階になれば、逆に積極的に検討をされる園も出てくるのではないかと教育委員会では思っているところでございます。

○末廣委員 そうしますと、この5年間で認定こども園を2園開設するというのは、ある程度当てがあるのですか。

○学務課長 現段階ではありません。最初が28年、次が29年ということですので、これから準備を始めればと考えてございます。

○樋口委員長 先ほどの話ですが、2年前に私立幼稚園長会と我々教育委員とで懇談をしましたが、経営が苦しい、園児が来ないということをお話しておりました。ですから、とにかく公立の定員を増やしてもらっては困りますと非常に強く言われていて、我々の頭にはそのことがあるものですから、今になって何だという思いがあります。とにかく子どもを取られるので、他区から園児を募集しているということをおられる方がいて、特に谷中地区などはそうですが、子どもが不足でしようがないと言われてましてね。だから、何か話が違うなというイメージがあるのですが、そのあたりの情報はありますか。

○学務課長 この資料の数字がニーズ調査の分析結果ということですので、このニーズ調査にあるように全体で97増えるといったって、例えば谷中地区では違うだろうということになると思います。

○樋口委員長 谷中はそうですよね。

○学務課長 実際に谷中地区の人口を見ていると、同じ年齢の子どもたち40人～50人の間で横ばいです。ですから、その地区によつての状況はあるということです。

それから、先ほど末廣先生からご質問があった、認定こども園の当てがあるかという件ですが、実は新たに私立幼稚園が手を挙げて認定こども園に移行するということになれば、当然計画は見直しということになると思います。

○樋口委員長 ですから、私は一例を挙げて谷中地区の園長先生が非常に強く言われていましたから、例えばの話で言います。もし、谷中地区で人数が横ばい状況。他の地区で非常に過剰という状況の場合、たくさん子どもがいる地域を一時的にバスで送り迎えして、谷中地区の園に入園していただいて、増設はなるべく控えながら、既存の施設の中で園児を教育するということだって考えられます。この地域が多いから、この地域にどんと施設をつくるというのはどうかと思いますので、施設を建てることについては、もう少し考えていただきたいと思います。

○樋口委員長 次に、こどもクラブの問題についてですが、地方では経済的に、あるいは一定の問題で塾に行けない子どもに対して、こどもクラブで補習するというような姿勢をとっていますが、当教育委員会では、どのような姿勢でこどもクラブを運営するのか、教

えてください。

○児童保育課長 現在のこどもクラブについては、判断力が未熟である小学校低学年の児童、特にご両親が働いていて放課後に1人で留守番をしなければならない児童の居場所づくりと申しますか、生活の場として、こどもクラブについては位置づけをさせていただいております。

ですから、現時点でもクラブの指導員が学習を見てあげたりするという程度の対応はしておりますけれども、委員長がおっしゃるような次のステップにいくかどうかという点については、まだ、十分な検討がなされているというわけではございません。

○樋口委員長 今、大きな教育格差を生んでいるというのが問題になっていて、こどもクラブを拡充しようというのは、まさにその点にあると思います。

○児童保育課長 実は、クラブの現状を申し上げますと、国は、資料の3ページの(2)の①、2行目から3行目にかけて「国の放課後児童クラブの基準」と書いてありますが、今回、国が示している基準は、児童1人当たり1.65平米という面積でございます。現状のクラブの施設状況を見ますと、小学校のお子さんがランドセルを背負ってクラブへ来て、ランドセルを置いて標準服から普段着に着がえてという、そのような活動になっておまして、非常にスペースが狭いというのが、正直でございます。そういった施設面の課題が1つ大きくございます。

ですから、委員長のおっしゃるような対応をするためには、施設もそれなりの広さで取らなければいけないだろうと課題として認識しております。

また、台東区の場合、学校の外にクラブが設置されていて、学校内になかなかないという状況がございますので、学校からクラブまでの移動という問題、安全性の問題が当然出てきますので、区としては、なるべく学校内へ極力設置していきたいという考えは持っております。従いまして、資料にも書いてありますが、学校内への設置を進める中で、クラブの統廃合等、それから適正な配置と規模というのを検討していく必要があるという認識は持っております。ただ、今現在、具体的に何かこうやろうというものを持っているというわけではございません。

○樋口委員長 学校の先生、特に小学校低学年を担当している先生にお話を聞くと、やはり家庭での学習環境は、普段の学習の成果に大きく関わってくると伺いましたので、できましたら、こどもクラブにおいて学習習慣を身につけさせるような指導をしていただきたいと思います。こどもクラブにいる間、安全に遊べればそれでいいという状況ではないだろうと思いますので、視点を変えて、こどもクラブ運営を考えるようにしていただければと思います。

○高森委員 今、こどもクラブの利用の仕方ということで、樋口先生からご意見をいただきましたが、クラブを運営されている方々が、子どもたちの宿題を見るというのは、いかなるものでしょう。資格がない人間が、いかげんなことを教えたり、間違ったことを教えたりするのではないかと、少し心配になります。実際に、宿題を見てあげたりすること

もあるのですよね。

○庶務課長 こどもクラブの運営は、事業者に委託していますが、職員の配置につきましては、例えば教員の資格を持った常勤の職員を常時何名配置しなさいというような、そういう条件もつけてございますので、確かに高森委員がおっしゃるように、全ての勉学の面をカバーできるわけではございませんが、こどもクラブの職員に手伝ってもらって宿題をきちんとやる、一定時間勉強をする、というような生活習慣を身に付けさせるという意味では、現時点でも資格を持った職員が、一人一人のお子さんの状況を見て対応しているところでございます。ただ新制度になりますと、そのような職員の配置等を、きちんと条例で定める必要がありますので、さらに強いものになるのではないかと教育委員会としても考えているところでございます。

○高森委員 子どもが、5時・6時に帰ってくるまでの間、何もしないで無為に過ごしている時間が長いというのはもったいないですし、逆に、子どもにとっては、こどもクラブより帰宅してから宿題をやることになると、睡眠時間の確保ができなくなりますので、有効にこどもクラブを活用できればと思っていました。ただし、どこまで職員が子どもたちの学習に関わって良いかは、検討が必要かも知れません。

○樋口委員長 その方向でやるのであれば、きちんと方針を決めたほうがいいですね。例えば、みんなで机に座って勉強をするときにスペースがあるのかどうか問題になります。どういう位置づけをして、どういうことをやらせて6時まで過ごさせるのかという方針を立てないと、予算も立てられないし展開もできないと思いますので、ぜひともしっかりとお願いしたい。

○末廣委員 こどもクラブの施設は、これから先、増やす予定はないのですか。

○児童保育課長 考えておりますのは、先ほど言った児童1人あたり1.65平米という数字がございまして、もう一度既存クラブの定員の適正化を図りまして、需要が高くて増やせる施設については、定員を増やしていこうということを、まず、第一義的に考えております。その次に、既存施設、これは学校に限らずですが、例えば児童館で空いている部屋があれば、またそこに需要があれば、その部分をこどもクラブにしていくという発想が二つ目でございます。それから、学校内に空き教室があって、将来的にも使えそうだといいところについては、積極的に学校にこどもクラブを入れていきたい。あるいは、改築・改修がある際に、こどもクラブを入れられる状況であれば、積極的に入れていきたいという順番でございます。その次に、新しくつくるかつくらないかを考えてまいります。

やはり学校にできるのが一番いいのですが、学校内にできない場合に、そこまで通わなければいけなくなりますので、その点で新設するかどうかについては判断をしていきたいと考えております。

ただ、今回のこの252人の枠を確保するという中には、新設も想定としては入っております。

○末廣委員 平成26年度の待機児童数が28人とありますが、これは特に低学年が多いわけ

ですよね。

○**児童保育課長** 基本的に今回は、1年生は全員入園させるという扱いをさせていただいた関係で、2年生、3年生が待機になっているケースでございます。

先ほど申し上げたとおり、近隣で空いているクラブをお勧めしているケースも正直ございますが、希望しているクラブで空を待ちたいとおっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方が待機になっているという状況でございます。

○**末廣委員** 少なくとも、低学年及び障害児の希望者全員を受け入れる体制を、早くつくったほうがいいと思います。

○**樋口委員長** わざわざ施設をつくらないで、児童館や生涯学習センターのような既存の施設で空いている部屋を利用して、例えば今日は4時から6時までは家庭科の何々をやるというようなやり方で、6時まで区の施設で勉強できる空間を確保することによって、子どもに参加させるという手だって考えられると思いますので、拡充させたほうがよろしいかなと思います。

○**児童保育課長** 現在、低学年と障害児の希望者全員を受け入れていて、生活の場として、それから学習の場として、家庭教育にもつながるようなクラブにしていかなければいけないという認識を持ってございます。

ただ、高学年についてはニーズ調査の結果からも、かなり利用率が下がると思われますので、委員長がおっしゃられたとおり、既存の児童館を活用することや、その他にも放課後対策授業等を行っている部分はございますので、そのような子どもたちの居場所づくりの観点から考えていく必要があるだろうと思ってございます。

○**樋口委員長** 我々が認識しなければいけないのは、小学校から中学校へ進学する者のうち、おおよそ30%程度の児童が私立中学校に行きますので、それに伴って、小学校の学力に比べ中学校の学力が全国レベルでいうと大幅に下がるということです。このことを考えると、やはり何らかの形で、ご家庭の学習環境等の影響が大きいのではないかと思います。ですから、私はこどもクラブにおける学習習慣の習得というのは、一定の効果があるのではないかと思いますので、公立中学校に行く子どもに対して何らかの支援を考えていかなければいけないなと思っております。皆さんにも、ぜひとも、そのことを施策として考えていただきたいと思います。

他に何かご質問。よろしいですか。

(なし)

○**樋口委員長** それでは庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○**樋口委員長** ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 学務課 ア

○樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、学務課のアについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 では、資料に基づきまして、就学援助等に係る生活保護基準の見直しに伴う対応について、ご説明申し上げます。

厚生労働省が、昨年8月に生活保護基準の見直しを実施いたしました。その際、これらの見直しに伴う他制度の影響については、できる限りその影響が及ばないようにということで、基本的な方針を示し、地方自治体の事業においてもその趣旨を理解し、判断してもらいたいというような依頼をいただいているところでございます。

学務課所管の中で、生活保護基準を参照しているものが、ご覧の表の1から4でございまして、小・中学校の就学援助、また、小・中学校の特別支援学級就学奨励の制度でございまして、この件につきましては、昨年7月の本委員会で、8月の改正ということもあって、年度途中で基準を切り下げるといふようなことはしないということで、ご報告をさせていただいて、そのような取扱いをしてきたところでございますが、平成26年度以降については未定であると報告をしてきたところでございます。

このほど、国の就学援助に関しまして平成26年度の対応について、平成25年度と比べて補助要綱等に変更がなかったこと、また、特別支援教育の就学奨励費につきましては、表にもございますが需要額測定に用いる保護基準額早見表というのを、毎年、国のほうが示して、それに基づいて実施しているものでございますが、5月9日付で、この早見表が示されまして、その内容が、昨年の8月改正前の基準に基づくものとなっておりますことから、平成26年度につきましても、いずれの事業についても、昨年8月改正前の保護基準を適用して対応することといたしたいと考えているところでございます。

本件の説明は、雑駁ですが以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 他区の動向は、どうなっていますか。

○学務課長 多くの区が、ただいまご説明したような趣旨での対応をしておりますが、杉並区と中野区の2区については、独自の判断で新しい改正後の基準を適用するという方針を打ち出していると聞いているところでございます。

○末廣委員 平成27年度以降の対応は、1、2に関しては、国や他区の動向を踏まえて対応をするということですが、この3、4に関しては、特にそれに言及されていないのは、何か意味がありますか。

○学務課長 この早見表は毎年出されていて、それに従うということでございますので、この3番と4番については、毎年この早見表に従ってやっているというところでございます。

○樋口委員長 そのことに関連して質問ですが、ニュースで生活保護の不正受給という問題が数年前にあったと思いますが、府中市でベンツに乗りながら給食費は払わないという

ことがありましたが、本区ではそのような不正受給という問題は、あまり起こっていないのですか。

○学務課長 給食費等については、就学援助の品目の中に当然入れておりますので、給食の未納があった場合には、就学援助のお金を校長の口座に入れて、そこから必要な学費を徴収させていただくというようなことをさせていただいております

○樋口委員長 今のところ、制度の運用に関する受給者の不正はないということですね。

○学務課長 生活保護のように、ケースワーカーが生活実態を調べるというような手続がないのが就学援助の特色でございまして、不正はないと信じているところでございます。

○樋口委員長 ほかに何か。よろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは学務課のアについては、報告どおり了承願います。

(2) 指導課 イ

○樋口委員長 次に、報告事項、指導課のイについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、体罰に関する調査結果の公表について、ご報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。

東京都教育委員会では、体罰の根絶に向けた取組を行うため、都内公立学校における実態を的確に把握するための体罰調査が、昨年度より行われております。

本区におきましても、全ての小・中学校において平成25年度の教育活動における暴力等による体罰の有無について調査を行い、その結果を、東京都教育委員会に報告をいたしました。

今回、その調査結果について、東京都教育委員会より公表される予定でございしますが、その公表の内容におきまして、台東区立中学校1校が該当してございますので、ご報告させていただきます。

なお、公表される日程でございしますが、5月22日(木)とのこととでございます。

体罰の事案でございしますが、平成26年1月21日に発生をいたしました、中学校の部活動における外部指導員によるものでございまして、既に平成26年2月4日の本教育委員会定例会にてご報告をさせていただいております。

改めて公表の内容ですが、学校は桜橋中学校でございまして、ソフトテニス部のコーチを務める当該外部指導員から、集合時にコーチから死角の位置に居て姿が見えなかった生徒を指導する際、同生徒の顔を平手や拳でなぐり、鼻や上唇から出血させるとともに、テニスラケットで同生徒の頭頂部をたたき、同生徒の首を手で抑えつけるとともに、右大腿部をすねで蹴ったというような内容でございします。

本区では、これまでも服務事故防止、体罰根絶に向け、各学校や各園に対して、指導や助言を行ってまいりました。今回、外部指導員による体罰が起きたことは、誠に残念であり、重く受け止めているところでございます。

事案発生後に、外部指導員を辞退する申し出がございまして、現在は別の外部指導員にお願いし、通常どおりの活動をさせていただいているところでございます。

現在、区立中学校では約40名を超える外部指導員の方々に部活動へのご協力をいただいている状況でございますが、教員とともに外部指導員の方々にも、体罰防止に向けてご理解をいただくとともに、学校支援員が直接学校を訪問いたしまして、部活動の様子を見ながら、確認と体罰防止について働きかけを行ってまいりたいと考えてございます。

今後も体罰の根絶に向けて努力をしてみたいと思っております。

報告は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 公表事案の(2)の事案の概要の2行目ですが「死角の位置にいて姿が見えなかった生徒を指導する際」に体罰を行ったという表現になっていますが、これでは非常に短絡的に体罰を行ったような文言に感じてしまいますが、これでは非常に短絡的に体罰を行ったような文言に感じてしまいますが、この姿が見えなかった生徒に対して何を指導する際に、というような具体的な描写を入れる必要がないか、何を指導しようとして、この方は暴力をふるったのかを入れたほうが良いように思いますが、いかがでしょうか。

○指導課長 確かに説明が不足していると思います。ただ、生徒がどういう状況であったかということ詳しく説明をしてみますと、生徒が不利益をこうむる可能性もございますので、ぎりぎりのラインで表現をさせていただいているところでございます。

○高森委員 わかりました。ありがとうございます。

○和田教育長 事案の概要のこの表現は、公表される文言そのものと思っていわけですね。

○指導課長 そのとおりでございます。

○和田教育長 かなり配慮をしているということですね。

○樋口委員長 現在、当該クラブに別の外部指導員が来ているということで、また同じ状況ですけれども、学校としては改善策があるのですか。外部指導員に任せるとするのは、教員の資格がないわけですから、こういうことがあった以上は、少なくとも教員が立ち会うとか、何か改善策を取ったほうが良いと思いますが。

○指導課長 部活動は教育活動ですから、当然教員が顧問として指導をしておりますので、絶えず複数で指導をするという体制を徹底するのが重要かと思えます。

また、そうした体制を徹底するとともに、より多くの目で見えていくということを校長からの指導とともに行っていくというのが、主なる改善策となってございます。

○樋口委員長 そうであるならば、高森委員の話ではないですが、ここに「顧問教員がいたけれども」というのは入れないと。これでは学校としての責任を全くしないで、外部指導員に任せていた状態だったという解釈が成り立ち得るかもしれないので。

中学校はきちんと教員を配備していたと明記したほうが、校長のためになると思います。

○末廣委員 まあ、読みようによってはね。

○樋口委員長 そうですね。任せているというようなことになるので、もしこれが問題になるようなら、それを弁護するようにしてください。

他にありますか。

(なし)

○樋口委員長 それでは指導課のイについては、報告どおり了承願います。

3 その他

○樋口委員長 その他、何かございますか。

(なし)

○樋口委員長 以上をもって本日予定された議事日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の臨時会を閉じ、散会いたします。

午後5時52分 閉会